

○国立大学法人熊本大学医学部附属病院監査委員会規則

(平成 29 年 1 月 13 日規則第 1 号)

(設置)

第 1 条 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 23 第 1 項第 9 号に基づき、国立大学法人熊本大学(以下「本学」という。)に、国立大学法人熊本大学医学部附属病院監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する見識を有する者その他の学識経験を有する者
- (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(前号の委員を除く。)
- (3) その他学長が必要と認めた者

2 委員の数は、3 人以上とし、前項第 1 号及び第 2 号の委員が含まれるものとする。

3 委員の過半数は、本学と利害関係のない(過去 10 年以内に本学と雇用関係にないこと及び委員に属する年度を含む過去 3 年度の期間において、年間 50 万円を超える寄附金、契約金等(委員会に係る費用を除く。)を本学から受領していないことをいう。以下同じ。)者とする。

4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員は、医学部附属病院長(以下「病院長」という。)の推薦に基づき、学長が委嘱する。

5 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

6 第 1 項第 1 号及び第 2 号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

7 第 1 項第 3 号の委員は、病院長の推薦に基づき、学長が委嘱するものとし、その任期は学長がその都度定める。

(任務等)

第 3 条 委員会は、医学部附属病院の医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長から報告を求め、又は必要に応じ確認を実施するとともに、必要に応じ医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を述べる。

2 委員会は、監査報告書を学長に提出するとともに、監査結果を公表するものとする。

(委員長)

第 4 条 委員会に、委員長を置き、本学と利害関係のない委員から学長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の開催及び議事)

第 5 条 委員会は、年 2 回以上開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、医学部附属病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。